

# 大室山パラグライダーエリアルール

平成27年4月15日 施行

平成29年5月1日 附則

- 飛行資格は、(社)日本ハング・パラグライディング連盟又は同等の「フライヤー会員証」有するもので、JHF パイロット技能証を取得したもの（ノービスパイロット技能資格取得者は、教員・助教員の同行が必要）
- 単独フライトの禁止（フライヤー1人の場合、監視者を同行させること）
- リフト・高圧線上空及びゴルフ場への低空（150m以内）での飛行禁止
- 強風時のフライト禁止（風速、平均毎秒6m超の時）
- 観光客に接近するフライト禁止
- 遊歩道上の飛行禁止・観光客の頭上飛行禁止
- 飛行禁止エリアの厳守（但し危険回避等は除く）
- ランディングは、事前に場所を確認の上、基本的はランディング場、風が不安定になった時は身の安全な場所（ランディング場付近の防火帯・トップランの場合は、遊歩道より10m以上離れた所）にすること。なお駐車場へのランディングは禁止
- 現在ランディング場は東側のみ（以前は西側にもあり）のため、西含みの風での飛行禁止
- イラストのグレー色の塗潰しは、飛行禁止エリア（リフトの路線上空・火口跡上空から遊歩道上位空は飛行禁止

※ 上記ルールに違反した場合や池観光開発（株）安全管理上問題がある行為や、来遊客にたいして迷惑が及ぶと判断した場合は退場して頂きます。

池観光開発株式会社 大室山登山リフト  
事務局 大室山パラグライダー友の会  
会長 稲葉 富士憲

